

JECC NEWS

No.580 2023 春号

2023年4月1日 季刊発行

CONTENTS

寄稿

インボイス制度が事業者にもたらす影響

～消費税及びインボイス制度の概要から、
システム面での課題まで～ …………… 2

スワロー税務会計 山田真治税理士事務所 山田 真治

IT Topics …………… 6

- 「自治体DX推進手順書」を改定
- 電子処方箋の運用がスタート
- IPAが「DX白書2023」を公開

JECC 契約情報提供サービス(JERAKU)の紹介 …………… 9

JECC 提携パートナーとの取り組みについて …………… 10

4



インボイス制度が 事業者にもたらす影響

～消費税及びインボイス制度の概要から、システム面での課題まで～

スワロー税務会計 山田真治税理士事務所 山田 真治

山田真治（やまだ しんじ）●2011年税理士登録。会社員兼務を経て独立し、法人税・所得税・相続税・消費税を中心に、法人・個人問わず幅広く活動。また、税務・簿記関係の講師や税理士会の研究発表も積極的に行っている。趣味はマラソン・野球応援・野菜作り・音楽鑑賞（サザンオールスターズなど）。

■ はじめに

2023年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式として「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が開始されます。

世間では、あまり話題になっていないようにも思われますが、事業者への影響は非常に大きなものがあります。消費税の申告をする課税事業者も、申告をしない免税事業者も、また請求書を発行する側も、受け取る側も含め、あらゆる事業者がインボイス制度への対応を迫られることとなります。

このインボイス制度に正しく対応するためには、同制度自体の仕組みに加え、その前提となる消費税の仕組みについても基礎的な理解が求められます。誌面に限られていることもあり、基本的、原則的な仕組みについて図を使いながら解説するとともに、課題の多い業務システムへの影響についても触れることにします。

■ 1.消費税の基本的な仕組み

そもそも「消費税」とは、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税される税

金のことです。最終的に商品等を消費し、サービスの提供を受ける消費者が負担し、その支払いを受けた事業者が国に納付します。

消費者が支払った消費税については、支払った先（事業者）がそのまま納めるのではなく、下記の図1のように段階を経て納税されることになります。

事業者の立場から見れば、「消費者から預かった消費税－取引先に支払った消費税＝納付する消費税」となります。

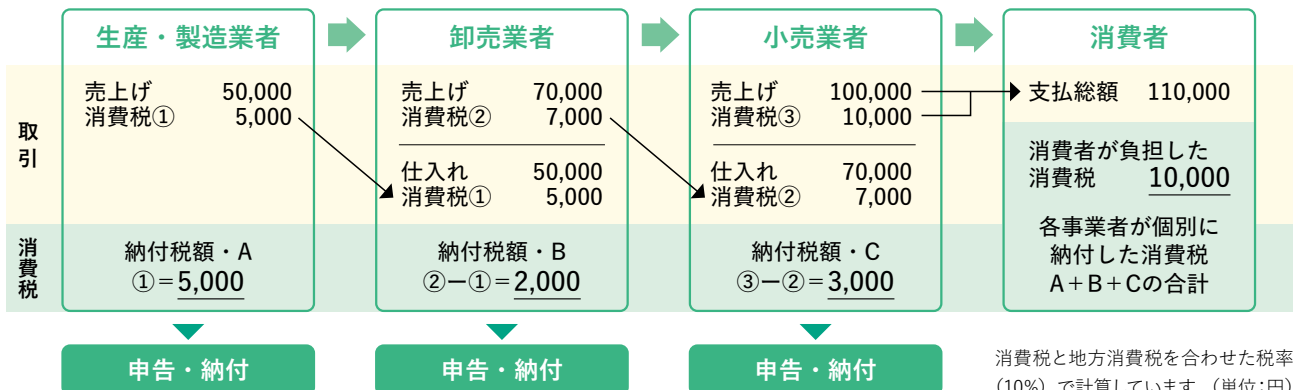
■ 2.消費税の納税義務と計算方法

消費税の納税義務については、簡単に言うと「一昨年（前々事業年度）の売上げが1,000万円を超えたら、今年（当事業年度）は消費税の納税義務がある」と定められています。

よって、消費税はすべての事業者に課せられるわけではありません。逆に言うと、納税義務がない事業者は、消費者から預かった消費税が手元に残ってしまうということになります。（厳密には、法人税や所得税の計算で考慮されることとなります。）

専門的な用語を用いれば、事業者が納付する消費税額

（図1）消費税の負担と納付の流れ



国税庁「適格請求書等保存方式の概要 -インボイス制度の理解のために-」より引用

は、「課税売上げに係る消費税」から、「課税仕入れ等に係る消費税額」を差し引いて（これを「仕入税額控除」といいます）計算します（図2）。

この「仕入税額控除」というのが、今回のインボイス制度のキーワードとなります。

■ 3.インボイス制度の仕組み

今回、導入されるインボイス制度の趣旨は、ごく簡単に言うと「預かった消費税－支払った消費税＝納付する消費税」を例外なく実現しましょう、ということです。制度が開始される2023年9月30日までは、消費税の対象となる取引については、取引相手に消費税の納税義務があるかないかに関わらず、すべて仕入税額控除を行うことができます。

ところが、2023年10月1日からは、仕入税額控除を行うには、インボイス番号がある請求書（「適格請求書」といいます）などを交付してもらうことが条件となります。

この適格請求書を発行できるのは、税務署長に申請して登録を受けた「適格請求書発行事業者」のみとなります。免税事業者が適格請求書を発行するためには、

2023年10月1日から「課税事業者」になることが条件となり、加えて、消費税の申告・納付が必要になります。

これにより、適格請求書（インボイス）発行事業者は年間の売上げに関わらず消費税を納付することになり、消費者から預かった消費税が手元に残るという状態がなくなるようになります。

■ 4.インボイス制度が企業システムにもたらす影響

消費税や請求書に関する制度が変わるということは、これらを扱う企業の業務システムにも、改修を要するなどの影響をもたらします。以下、いくつか例を挙げてみます。

(1)インボイス発行側の対応について

請求書の書式については、これまでも消費税に関する記載事項が定められていました。具体的には、次ページ図3の赤字以外の項目です。特別なことを書いているわけではなく、レシートなどにも記載されていることです。ところが、インボイス制度が始まると、図3の赤字の項目が加わるようになります。

ここで重要なのは「インボイス番号」（図中では①「登録番号」）です。

(図2) 消費税額の計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額}^{\ast} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}^{\ast} \text{ (仕入税額)}$$

↓
仕入税額控除

※消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

国税庁「適格請求書等保存方式の概要 - インボイス制度の理解のために-」より引用



次の時代に、新しい風を吹き込んでいきます。

時代はいま、新しい息吹を求めて、大きく動きはじめています。

今日を生きる人々がいつも元気でいられるように、

明日を生きる人々がいつもいきいきとしていられるように。

日立グループは、人に、社会に、次の時代に新しい風を吹き込み、

豊かな暮らしとよりよい社会の実現をめざします。

HITACHI
Inspire the Next

日立の樹オンライン www.hitachinoki.net

株式会社 日立製作所 www.hitachi.co.jp

(図3) 適格請求書並びに適格簡易請求書の記載例

【記載事項】 ●下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
●不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		△△商事(株)	
11月分 131,200円		登録番号 T012345...	
××年 11月 30日			
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
合計		120,000円	消費税 11,200円
8%対象		40,000円	消費税 3,200円
10%対象		80,000円	消費税 8,000円

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつになります。

請求書を扱うシステムが社内各部署で共通している場合には、このインボイス番号をアウトプットする仕組みを構築するのは、比較的、容易だと思われます。ただし、会社によっては、部署・支店ごとに請求書の様式が違っても構いません。この場合、社内でインボイス番号についての周知徹底と、記載方式の確認が必要になります。

(2)端数処理について

現行制度では、消費税の端数処理についてのルールはなく、明細ごとに端数処理を行い、最後に合計する形が一般的でした。しかし、インボイス制度では1つのインボイスについて、端数処理は税率の異なるごとに1回のみとなります。

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

スーパー○○		東京都 ...	
XX年 11月 30日		登録番号 T123456...	
領収書		金額	
ヨーグルト*	1	¥108	
カップラーメン*	1	¥216	
ビール	1	¥550	
合計		¥874	
8%対象		¥324	
10%対象		¥240	
8%対象		¥550	
10%対象		¥500	
お預り		¥1,000	
お釣り		¥126	

※⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能
国税庁「適格請求書等保存方式の概要 -インボイス制度の理解のために-」より引用

現状のシステムが明細行ごとに消費税の計算をしている場合には、システムの改修が求められるでしょう。

(3)インボイス受領側の対応について

インボイスを受領する事業者の社内に、会計システムなど独自のシステムがある場合、以下の対応が求められる場合があります。

①受領した請求書にインボイス番号がある場合

この場合は、従来から消費税10%と8%に分けていたと考えられることから、現状のシステムで問題ないでしょう。

②受領した請求書にインボイス番号がない場合

インボイス番号のない免税事業者からの課税仕入れに



については、仕入税額控除ができなくなるため、これに対応したシステムの構築が必要となります。なお、「控除なし」とする場合は、現在でいうところの消費税「対象外」にすれば対応可能です。

当面は経過措置として、インボイス制度導入前に控除できた金額の80%を控除できますが、やがて50%の控除、控除なしとなりますので、これも見据えたシステム構築が必要となるでしょう。

(4) インボイスがなくとも仕入税額控除が使える場合

仕入税額控除はインボイス番号があって初めて認められるものですが、事業の性質上、インボイスを交付することが困難である場合など、仕入税額控除が認められる

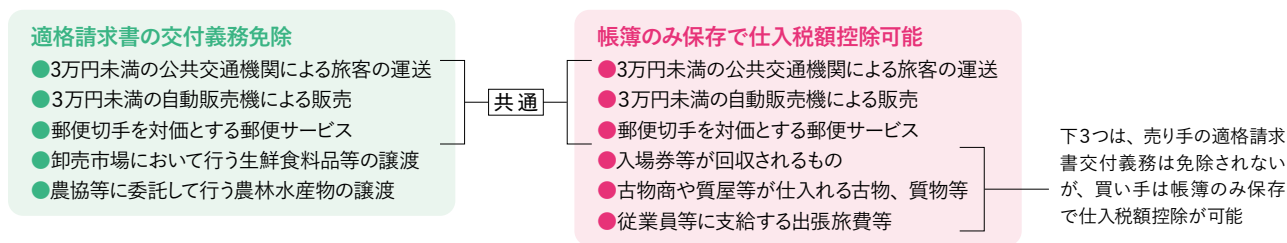
こともあります。

例えば、打ち合わせのために自販機で108円の飲料を購入したとします。自販機ではインボイスは交付されないことから、図4の「交付義務免除」に当てはまり、インボイス不要で処理できます。ただ、こうした例外的な処理ができるよう、システムの改修は必要となるでしょう。

■ 5.最後に

いよいよ10月1日よりインボイス制度が開始されますが、この限られた誌面では、すべてをご紹介することはできませんでした。また、制度が若干流動的なところもありますので、詳細については国税庁のWebサイト（国税庁 インボイス で検索）での確認をお願いいたします。

(図4) 仕入税額控除の例外規定



帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
 - ④ 対価の額
 - ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地^(注)
 - ⑥ 特例の対象となる旨
- (注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

記載例（公共交通機関特例の場合）

総勘定元帳（仕入）				
XX年月日	摘要		税区分	借方(円)
4 3	JR●●	運賃	公共交通機関	10% 300

※公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

出典：財務省資料



■「自治体DX推進手順書」を改定

総務省は、自治体が着実にデジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組めるよう、標準的な手順を定めた「自治体DX推進手順書」を2021年7月に作成した。同手順書は「自治体DX全体手順書」、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」、「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」および「自治体DX推進手順書参考事例集」により構成されている。

その後、2022年10月に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」等をふまえ、「地方自治体のDX推進に係る検討会」を開催し、手順書の改定について議論を重ねてきた。

この結果をふまえ、2023年1月に「自治体DX推進手順書」の改定が公表された。「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」については、上記方針をふまえ、ガバメントクラウド利用に関する手順などの記載が充実された。「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」については、上記仕様書の内容をふまえ、申請管理システムの連携方式の整理などの改定が加えられた。また、「自治体DX全体手順書」については、自治体DXの推進を担うデジタル人材の確保・育成について、自治体の取り組み状況もふまえて全体像を体系化するとともに、専門知識を身につけ、中核となって実務をとりまとめることができる「DX推進リーダー」など、集中的に育成すべき人物像について改めて整理している。

(図) 改定後のDX推進手順

ステップ0 DXの認識共有・機運醸成

- 自治体は、デジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり、自主的な施策を実施する責務を有する
- DXの実現に向け、**首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメント**が重要
- 首長等から一般職員まで、**DXの基礎的な共通理解**の形成、実践意識の醸成
- 利用者中心の行政サービス改革を進めるといふ、いわゆる「サービスデザイン思考」の共有

ステップ1 全体方針の決定

- ビジョンと工程表で構成される「全体方針」**を決定・広く共有
- 自治体DX推進の意義を参考にしつつ、地域の実情もふまえて、自団体のDX推進のビジョンを描く
- DXの取り組み内容や順序を大まかな工程表にする

ステップ2 推進体制の整備

- 全庁的・横断的な推進体制の構築。司令塔として**DX推進担当部門を設置し、各部門と緊密に連携する体制を構築**
- 人事・研修担当部門との連携**のもと、人材育成・外部人材の活用を図る
- 所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等を設定した**体系的な育成方針**を策定。特に、「**DX推進リーダー**」について、人事運用上の取り組みや、研修を組み合わせる育成
- 十分な能力・スキルや経験を持つ職員の配置が困難な場合には、**外部人材の活用**も検討

ステップ3 DXの取り組みの実行

- 関連ガイドライン等をふまえて、個別のDXの取り組みを計画的に実行。「**PDCA**」**サイクルによる進捗管理**
 - 「**OODA**※」のフレームワークを活用した柔軟で速やかな意思決定
- ※「Observe（観察、情報収集）」、「Orient（状況、方向性判断）」、「Decide（意思決定）」、「Act（行動、実行）」の頭文字をつないだ言葉で、意思決定プロセスを理論化したもの

出典：総務省「自治体DX推進手順書の概要」



Crossing for

総合電機メーカーならではの強みを掛け合わせて、社会課題の解決へいち早く。三菱電機は、そんな思いのもと、ITソリューションを進化させていきます。

⚡ エネルギー	🏠 公共	🚆 交通	🏢 ビル	📡 宇宙・通信
🏭 産業・FA	🚗 自動車機器	📱 半導体・電子デバイス	🌡️ 空調・冷熱	🏠 ホームエレクトロニクス

✖

ITソリューション

AI	IoT	ビッグデータ	セキュリティ	電子認証
----	-----	--------	--------	------

力を、掛け算。

三菱電機のITソリューション

www.MitsubishiElectric.co.jp/it/ 三菱電機株式会社

■ 電子処方箋の運用がスタート

2023年1月から電子処方箋管理サービスの運用が全国で始まった。対応するシステム導入が完了した医療機関や薬局では、同サービスに接続し、利用できるようになる。

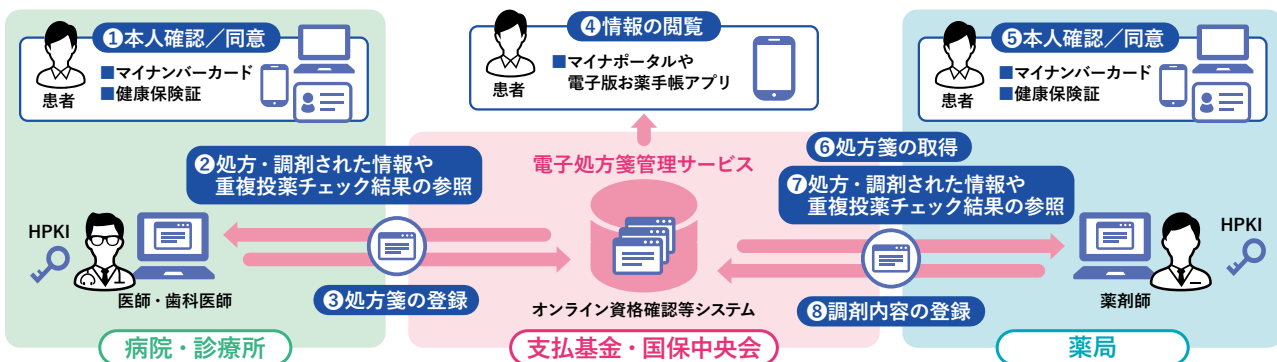
電子処方箋とは、これまで紙で発行していた処方箋を電子化したもの。投薬情報を含めた患者情報は、これまで医療機関や薬局が個々に管理していたため、重複投薬や飲み合わせの良くない薬の併用などが懸念されていた。電子処方箋管理サービスを利用することで、患者の同意があれば、医師や薬剤師が複数の医療機関・薬局をまたいだ過去の処方・調剤情報を共有でき、医療の安全安心につながる。

電子処方箋を利用するには、医療機関を受診する際に窓口で健康保険証やマイナンバーカードを提示し、「紙

の処方箋」でなく「電子処方箋」を選択すればよい。処方内容を記録した「控え」を受け取り、その控えを薬局の窓口で提示すれば、処方された薬を受け取ることができる。

厚生労働省は、電子処方箋に対応している医療機関や薬局のリストを公式サイトで公開しているが、2月19日現在、全国でわずか684件にとどまっている。サービス導入が進まない要因として挙げられるのが、システム整備の遅れだ。電子処方箋を使うためには、医療機関や薬局がマイナンバーカードの保険証利用などを活用する「オンライン資格確認等システム」の導入が前提となり、顔認証付きカードリーダーの導入や、レセプトコンピュータの改修、ネットワーク環境の整備などが必要となる。医療機関・薬局側の準備不足やベンダーのリソース不足、加えて患者への認知不足なども課題とされており、今後のさらなる周知が求められる。

(図) 電子処方箋の仕組み



出典：厚生労働省「電子処方箋 概要案内」

FUJITSU

未来はいつも、
誰かの想いから
はじまる。

世界に、未来への確信を届けたい。
社会課題を解決する「Fujitsu Uvance」から。

Fujitsu Uvanceの取り組みについてはコチラ





**Fujitsu
Uvance**

富士通株式会社 〒105-7123 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター

■ IPAが「DX白書2023」を公開

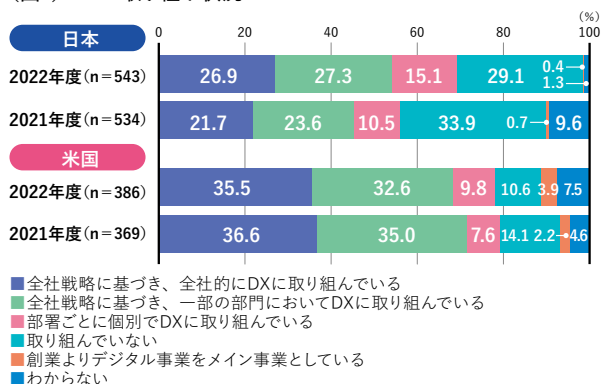
独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は日米企業におけるDX動向を比較調査し、戦略、人材、技術の面からDX推進の現状や課題などを包括的に解説した「DX白書2023」を2023年2月に公開した。

日本企業のDXへの取り組み状況を見ると、前年度に比べて進展していることが分かるが、まだ米国の水準には至っていない（図1）。DXの成果についても、同様の状況が見られる（図2）。成果の内容を見ると、日本企業では「アナログ・物理データのデジタル化」や「業務の効率化による生産性の向上」では成果が出ているが、米国企業のように「新規製品・サービスの創出」「顧客起点の価値創出によるビジネスモデルの根本的な変革」で成果を出すには至っていない。

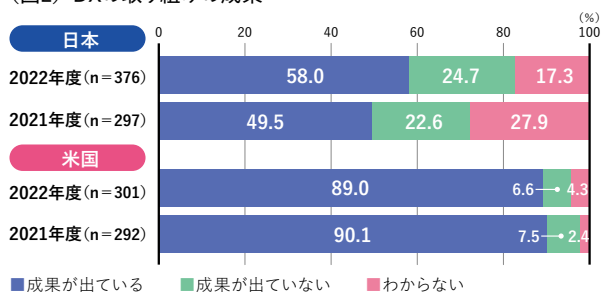
顕著な差が見られたのがDXを推進する人材だ。米国では「過不足はない」が過半を占めているが、日本では「大幅に不足している」と回答した企業が前年よりも大幅に増加しており、DXの取り組みが進むにつれて人材不足が深刻化している現状が見て取れる（図3）。同白書では、これらアンケート結果に加え、日本のDX事例を「企業規模」「産業」「地域」の三軸で俯瞰した図を掲載している。

IPAは、「経営者をはじめとしたあらゆるビジネスパーソンがこの白書を参照し、自社のDX推進に必要な戦略策定、人材確保、デジタル技術の利活用について具体的な手だてを検討していくことで、日本企業のDX推進が加速することを期待している」と語っている。

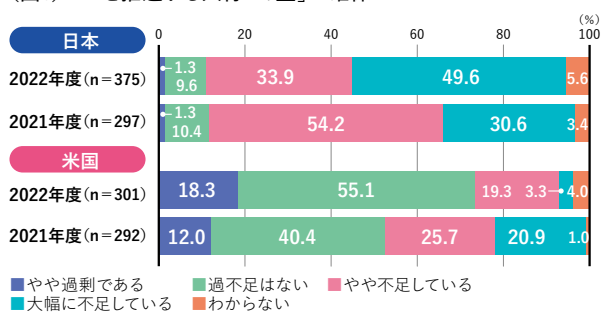
（図1）DXの取り組み状況



（図2）DXの取り組みの成果



（図3）DXを推進する人材の「量」の確保



出典：独立行政法人情報処理推進機構「DX白書2023」

Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

NEC

ご契約の満了手続きがJERAKUで可能になりました

2023年2月28日より、JECCが提供している契約情報提供サービス「JERAKU」に、新たに満了手続きの機能が追加されましたので、ご紹介します。

■ JERAKUの概要

JERAKUはインターネットを通じて、リース契約に関する情報をお客様に無償でご提供するサービスです。リースの契約情報や物件情報の閲覧などができる「契約情報照会」、請求情報の照会に加え、印影付きの請求書がダウンロードできる「請求情報照会」といった機能を提供しています。サービス名には、お客様に「JECCを使うとラクになる＝事務負担を軽減できる」と感じていただきたいとの思いと、利便性向上により「聚楽＝楽しみが集まる場所」を目指すとの意味を込めています。

■ 満了手続き機能について

今回、新たに追加したのは、弊社との契約が満了を迎える際に、満了手続きをJERAKUにて行える機能です。

対象となる契約が満了日に近づくと、お客様にご案内メールが届きます。お客様はJERAKUにログイン後、対象契約を検索して、全部再リース／一部再リース／全部終了の満了区分を選択。ご担当者様連絡先等のご入力してお申込みいただければ、手続きが完了します。

なお、従来通り紙での満了手続きを継続していただくことも可能です。

図) JERAKU満了手続きの全体フロー

STEP ① 満了手続き入口

メニュー画面にて「満了手続き・満了予定情報照会」をクリックすると、満了手続きを行う画面に遷移します。

STEP ② 検索条件指定

満了手続きを行う契約を抽出するため、検索条件を指定します。

STEP ③ 満了区分選択・申込

契約単位で、満了区分（全部再、一部再、全部終了）を選択します。

STEP ④ 申込内容の入力・確定

満了区分（全部再、一部再、全部終了）に応じて、申込内容やご担当者様連絡先等を入力しお申込みいただけます。

JERAKUの申込について

お申込をご希望のお客様は、下記URLよりお申込みいただけます。また、導入をご検討中のお客様には、事前にJERAKUの機能や動作を確認できる体験版を用意しておりますので、弊社営業担当者までお気軽にお問い合わせください。

- JERAKU新規申込はこちら
<https://info.jecc.com/l/932933/2021-09-22/3pyz>
- ログインページ
<https://jeraku.netlease.ne.jp/login/>
- お問い合わせ先
株式会社JECC 営業統括本部 TEL : 03-3216-3750

※JERAKUで満了手続きを行える契約は「リース」、「再リース」が対象です。
※一部再リースは別途紙面での契約手続きが必要です。

現地作業はすべてお任せ！

オンサイトデータ消去サービス

アンラック・解体サービス

撤去・引取サービス

フィールドサービス

現状復帰サービス

設置・設定サービス

オフィス移転サービス

ご用命は
こちらまで！

JECCグループ デジタルリユース株式会社

フィールドビジネス課 ☎ 03-5740-8312 ✉ sales_fb@digital-reuse.com

マイクロソフト社の公認金融パートナーとして クラウド時代の最適なIT投資を支援します

■ 国内2社のみのお認金融パートナーに選定

従来、マイクロソフト製品のライセンス契約には、「一括前払いか年額払いが原則」「リース導入が認められていない製品もある」などのルールがありました。しかし、同社製品を扱うベンダーが世界各地で多様化・細分化する中、ルールに反した契約を行うベンダーの存在が無視できなくなっています。一方で、それらのルールがネックとなって導入に二の足を踏むお客様も少なくありませんでした。

そこでマイクロソフト社は世界各地の市場で信頼できる金融パートナーを認定し、そのパートナーを通してのみ、リースを含めた柔軟な契約を可能にする「公認金融パートナー制度」を2011年に導入しました。

日本では、この制度に基づくパートナー選定が2012年に実施され、厳正な審査の結果、当社が国内唯一のEPG[※]担当パートナーに認定されました。これは創業以来、培ってきた官公庁向けの豊富な取引実績が評価されたものです。

以来、10年以上にわたり、担当部門が日本マイクロソフトのオフィスに常駐し、米国本社であるMicrosoft Corporationとも緊密に連携しながら、同社製品のライセンス契約を検討するお客様に向けて、フレキシブルなお支払いプランを提案してきました。

※EPG：マイクロソフト社の定義による顧客区分で、大規模顧客を意味する。
当社では大規模以外のお客様も対応しています。

■ マイクロソフトとお客様、双方を“笑顔”に

いまやWordやExcelなどのOffice製品は、あらゆる企業に不可欠な存在です。加えて近年では、コロナ禍におけるテレワーク環境下でのTeams利用や、旧Officeのサポート終了への対応などで、最新版のOffice製品や、それらを搭載したPC、さらにはネットワーク機器やセキュリティ、ERPやCRMの利用なども含めて、マイクロソフト製品を緊急かつ大規模に導入する必要に迫られるケースが増えています。

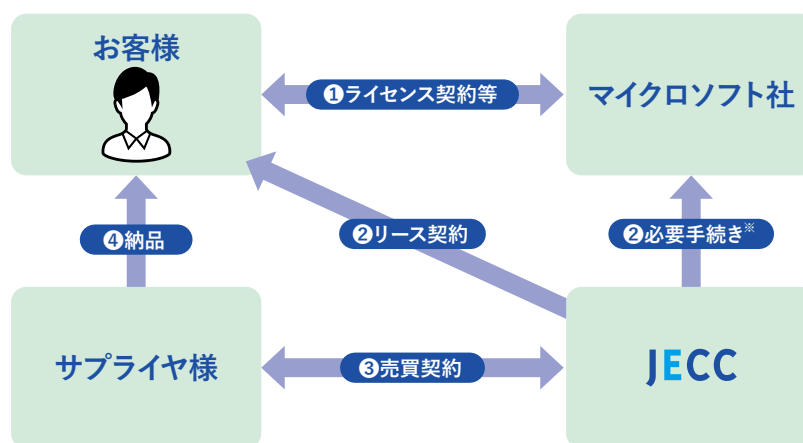
そうした際に、一括前払いや年額払い、リース不可といった従来の契約ルールでは、予算との調整が難しくなりがちです。とはいえ、コンプライアンスが重視される昨今、どの企業も非正規な契約は避けたいもの。そこで、当社は公認金融パートナーとしての立場から、マイクロソフト社の規則に則した形で、図2に示すような柔軟な支払いスケジュールを、お客様の中長期的な投資計画や予算配分をふまえながらご提案します。

このように、お客様のファイナンスニーズやコンプライアンスニーズを満たしつつ、マイクロソフトの業績向上にも貢献することで、当社が仲介役となって、両者のWin-Winな関係を実現しています。

■ 新時代の販売手法に対応したファイナンスを提案

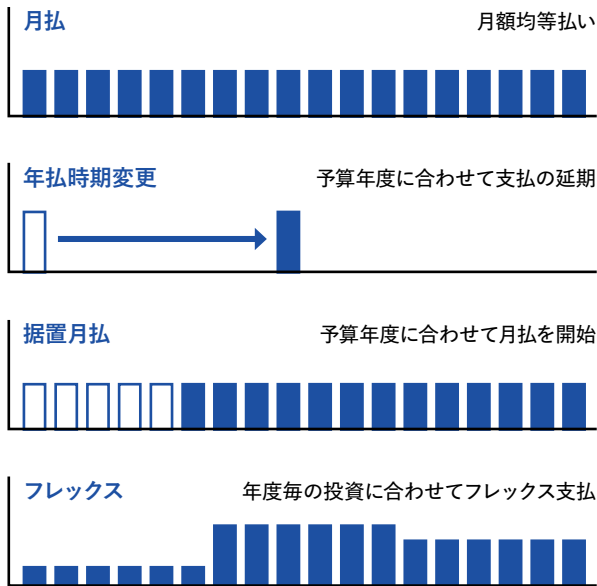
社会環境の変化やITの進化が加速を続ける中、マイクロソフトの製品・サービスはもちろん、その販売方法も

(図1) マイクロソフト公認ファイナンスサービスのスキーム



※ライセンス契約に違反しない契約内容にする調整

(図2) ユーザーニーズをふまえた柔軟な支払いスケジュール



絶えず変化を続けています。特に、近年の大きなトレンドが、クラウドに象徴される「所有から使用へ」の変化です。

例えば、従来は搭載済みのPCとセット販売する「プリインストール」が一般的だったOfficeも、近年ではクラウド経由でのダウンロード販売が主流になりつつあります。また、PCなどデスクトップ環境を月額料金で利用する「DaaS (Desktop as a Service)」といった新手法も普及し始めています。

マイクロソフト社は、これら商品供給のクラウド化だけでなく、クラウドサービス「Azure (アジュール)」にも注力しており、すでに日本でもガバメントクラウドに採択されるなど、普及が加速しています。

世界的なクラウド化の潮流をふまえて、請求から支払いに至る契約スキームにも変革が求められています。例えば、あらかじめ決められた利用量に基づき計算された金額を前払いする場合、既定の利用量を使い切った後の追加料金をいつ、どのように支払うか、といった新たなルール作りが必要になります。

当社はマイクロソフト社の公認金融パートナーとして、こうした変化をリアルタイムにとらえながら、価格設定を含めた商品設計など、より上流から同社のビジネスに参画しています。

今後もマイクロソフト社とのパートナーシップを強化しながら、これまで培ってきた豊富なファイナンスの知見・ノウハウを駆使して、クラウド時代に適した新たなファイナンススキームを開発することで、お客様の課題解決に貢献してまいります。



前列左から浪川さん、内田さん
後列左から松本さん、秋庭さん、山本さん、長岡さん

マイクロソフト販売支援部からのメッセージ

マイクロソフト販売支援部 Senior Manager
内田 謙治

JECCはマイクロソフト公認金融パートナーとして長年の実績があり、製品ラインナップやコンプライアンスを熟知した上で、お客様にさまざまなファイナンスプログラムをご提供しております。いつでもお気軽にご相談ください。

マイクロソフト販売支援課 Sales Manager
浪川 隆司

マイクロソフト製品をご利用の皆様から、常日頃、多くのご相談をいただいております。気軽に相談できる窓口として、迅速かつ丁寧な対応を心掛けており、皆様のお力になれると思っています!是非ご連絡ください!

マイクロソフト販売支援課 エキスパート
長岡 裕也

マイクロソフト製品は多岐にわたりますが、JECCは製品や契約形態に合わせた最適なキャッシュフローマネジメントをご提案します。クラウド化を見据えた投資計画や予算化、他社事例なども含めて、お気軽にご相談ください。

マイクロソフト販売支援課 リーダー
松本 直

マイクロソフト製品の調達はルールが複雑なため、お困りではないでしょうか?お困りごとは全国にいるJECC営業担当へご相談下さい。私たちが営業と連携して全力でご支援します!

※所属部署・役職等の肩書は2023年3月現在のものです。

●お問い合わせ

マイクロソフト販売支援部が扱う商品・サービスの詳しい内容につきましては、弊社営業担当者にお気軽にお問い合わせください。

マイクロソフト販売支援部 TEL: 03-3216-3978

水道標準プラットフォームで事業効率化！ 『簡易台帳アプリケーション』で施設台帳整備！

「水道標準プラットフォーム」は、経済産業省の補助事業者が弊社が採択され、構築を進めてきたもので、水道事業者様が選定されたアプリケーションを搭載しご利用頂くサービスとなっており、2020年5月11日に提供を開始しました。

水道法で定められた水道施設台帳の作成にご利用可能な「簡易台帳アプリケーション」も準備しております。デモンストレーション利用も可能でございますので、お気軽にお問合せください。

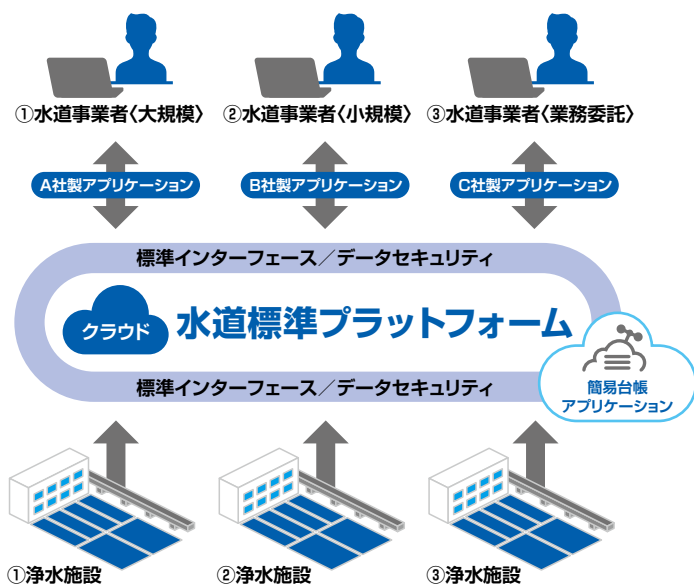
導入の メリット

① 規模に合わせた月額利用
事業規模に合わせたシステム利用で経営資源の最適化!

③ 広域化のシステム統合が容易
共通ルールに則ったデータ蓄積でシステム統合がスムーズに!

② データ利活用の促進
システムをまたいだ事業データの利用が可能!

④ リモート対応に強み
遠隔操作で、BCP対応・テレワークの推進策に!



台帳情報の整備を行える 『簡易台帳アプリケーション』

入力支援機能で
入力が簡単

アプリケーションの
導入コストが安い

簡易台帳アプリケーション

アプリケーション未導入の水道業者へ
データの共有も

デモ利用可能!
※水道事業者様対象

お問い合わせ先 株式会社JECC 水道プラットフォーム事業推進部 TEL : 03-3216-3605 MAIL : jecc-wsp@jecc.com
<https://www.jecc.com/service/list/ws-platform.html>

JECCNEWS編集部からのお知らせ

本誌送付先の変更・中止については弊社経営企画課までご連絡いただきますようお願い申し上げます（ご連絡の際は、封筒の宛名に記載されているお客様番号をお知らせください）。

お客様からご提供いただいた個人情報はJECCNEWSの発送のみに利用させていただき、それ以外の目的で利用することはありません。なお、個人情報の取り扱いについては、弊社ホームページに掲載しております「個人情報保護方針 (<https://www.jecc.com/policy.html>)」をご参照ください。

【送付先の変更・中止、個人情報に関するご連絡】
 〒100-8341
 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル
 株式会社 JECC 経営企画部 経営企画課
 JECCNEWS編集部
 TEL : 03-3216-3683 / FAX : 03-3211-0990
 弊社ホームページ：「フォームでのお問い合わせ」